

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 29 年度 平昌 2018 冬季オリンピックを契機とした観光プロモーションに係る企画運營業務委託

2 目的

東京都（以下、「都」と言う。）は 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催と、さらにその先を見据え、東京のブランディング戦略に基づいた、世界に選ばれる観光都市としての東京のイメージ浸透を図る取り組みを実施している。本事業はその一環として、世界中から海外メディアおよび一般市民が集う平昌 2018 オリンピック（以下、「平昌冬季五輪」と言う。）を活用した PR 業務を展開し、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求する。さらに、それぞれに有効な手法を取り入れ、効果の測定を行う。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 委託概要

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、新たに決定したアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20plj700.htm>

アイコンとキャッチフレーズについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

(2) アイコンの活用について

(ア) 本仕様書にて規定する制作物については、特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインを提案すること。なお、アイコンデータ及びその使用方法を規定したデザインマニュアルは、指名通知時に、対象事業者へ別途支給す

る。

- (イ) 東京のブランディング戦略の観点から、ブース装飾デザイン等、アイコンを利用したすべての制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。

(3) 概要

- (ア) 航空便機内誌での広告の掲出
- (イ) 現地国際空港内での屋内または屋外広告の掲出
- (ウ) 現地での広告掲出

5 委託内容

(1) 全体について

受託者は本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (ア) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、各工程で適宜公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」と言う。）へ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。
- (イ) 必要に応じて、東京都産業労働局観光部だけでなく、オリンピック・パラリンピック準備局、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」と言う。）等と綿密に連絡を取ること。
- (ウ) 東京及び現地での実施体制を明確化すること。なお、パートナー会社・現地雇用含め、体制管理を徹底すること。
- (エ) 現地における雇用や、イベント、広告等実施に関する法令等を遵守すること。また、広告掲出に必要な現地税等の諸経費を負担すること。
- (オ) 東京のブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが、受託者の企画・提案するデザイン、掲出内容、広告媒体等全体に渡って監修・確認を行う。受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。
- (カ) 幅広いリソースを活用して広告の素材となるものを収集すること。使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。なお、TCVBで管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <http://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については自由に使用可能だが、それ以外についても積極的に提案し、活用すること。
- (キ) 現地を訪れる海外メディア及び海外市民等の視点に立ち、その訪都意欲を喚起する広告とすること。欧米豪とアジアの両市場において広告掲出における執筆やデザインの実績を豊富に有する者によって制作・監修されることが望ましい。
- (ク) 広告ごとに2回程度TCVBの校正を受け、制作・掲出を行うこと。

(2) 航空便機内誌での広告の掲出

平昌冬季五輪の開催期間およびその前後の期間において、以下の通り、航空便の機内誌への広告を掲出すること。

(ア) 日系航空会社での機内誌広告の掲出（記事広告）

2社以上の日系航空会社を選定し、以下の項目に該当する航空便に搭載される機内誌にて記事広告を掲出すること。広告は各社日本語表記と英語表記でそれぞれ1稿ずつ掲出し、それぞれ本文見開き2ページ以上とすること。日本語表記と英語表記の広告の内容が同一であることは問わない。

(a) 仁川国際空港など、韓国国内の国際空港と東京都内およびその近郊の国際空港を結ぶもの。

(b) 外国人旅行者として今後訪都が見込まれる人々の利用が多いもの。

(c) 東京都民の観光インバウンドに対する機運を喚起すべく、都民の利用者数が多いもの。

(イ) 非日系航空会社での機内誌広告の掲出（純広告）

2社以上の非日系航空会社を選定し、以下の項目に該当する航空便に搭載される機内誌にて純広告を掲出すること。広告は英語表記とし、本文見開き2ページ以上のとすること。

(a) 仁川国際空港など、韓国国内の国際空港に発着するもの。

(b) 外国人旅行者として今後訪都が見込まれる人々の利用が多いもの。

(3) 現地国際空港内での屋内または屋外広告の掲出

平昌冬季五輪の開催期間およびその前後の期間において、五輪開催に伴い訪韓する外国人旅行者の利用者数の増加が見込まれる韓国国内の国際空港内にて、屋外または屋内広告を掲出すること。選定する空港は仁川国際空港を想定しているが、より効果的なものがあれば提案し、以下の通り実施すること。

(ア) 屋内または屋外広告の掲出場所、掲出期間、広告面積、露出回数等を具体的に、最も効果的なものを提案し、実施すること。

(イ) TCVBが提供する素材だけでなく、幅広いリソースを活用してプロモーションに効果的な広告を制作すること。

(ウ) 現地を訪れる海外メディア及び海外市民等の志向や特性に合ったデザインとすること。

(エ) 2回程度 TCVB の校正を受け、制作・掲出を行うこと。

(4) 現地での広告掲出

平昌冬季五輪の開催期間およびその前後の期間において、主要駅やバスターミナルでの屋内・屋外広告や、外国人旅行者向けの情報誌等、五輪開催に伴い訪韓する海外メディア及び海外市民等へ効果的な東京のイメージ波及が見込まれる媒体にて、以下の通り広告を

掲出すること。

(ア) 媒体名、掲出場所、掲出時期、広告面積、露出回数等を具体的に、最も効果的なものを提案し、実施すること。

(イ) TCVB が提供する素材だけでなく、幅広いリソースを活用してプロモーションに効果的な広告を制作すること。

(ウ) 現地を訪れる海外メディア及び海外市民等の志向や特性に合ったデザインとすること。

(エ) 2 回程度 TCVB の校正を受け、制作・掲出を行うこと。

(5) 効果測定

(ア) 本事業の効果を把握するため、広告掲出業務における広告効果を把握すること。また具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージを提案し、実施すること。

(イ) 記録及び報告書作成

掲出した広告等について適宜写真撮影等を行い、後日効果測定結果を含む報告書をまとめること。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

提出物の形式等

(1) 業務完了届

別紙 2

(2) 実施報告書 (4 部)

A4 版縦、横書きカラー、MS ワード

※目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

(3) 広告等の制作物デザインデータ

pdf データ及び編集可能なデータ (拡張子 eps、ai 等)

7 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等 (以下、「著作権等」という。) の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。本件委託においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 個人情報の保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

11 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は公益財団法人東京観光財団であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。